

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉政策課

法令名	栄養士法施行令			法令番号	昭和28年 政令第231号		
手続名	栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付			根拠条項	第3条第1項・第2項、第5条第1項・第4項		
審査基準	<p>栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請に必要な書類</p> <p>(1) 申請書 (2) 戸籍抄本（謄本）・・・6か月以内のもの (3) 旧免許証 (4) 収入証紙・・・3,200円</p> <p>栄養士法施行令 （名簿の訂正）</p> <p>第3条 栄養士は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。 2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。 3・4 略</p> <p>（免許証の書換え交付）</p> <p>第5条 栄養士は、栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。 2・3 略 4 第1項又は第2項の申請をするには、申請書に栄養士免許証又は管理栄養士免許証を添えなければならない。 5 略</p>						
	受付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	処理 機関	健康福祉政策課	交付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	標準処理期間 20日 標準経由期間 10日